

宇治市監査委員公表第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和 8 年 6 月 30 日

宇治市監査委員

池 上 哲 朗

松 岡 ゆかり

真 田 敦 史

- 1 監査の結果を公表した日
令和 8 年 6 月 1 7 日（宇治市監査委員公表第 9 号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 総務・市民協働部 総務課

監査期間 令和8年2月2日～令和8年3月24日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	補助金支出状況について 支出負担行為が補助金交付決定日より前に行われているものが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。	補助金の交付決定後に支出負担行為を起票するように是正している。

監査対象 総務・市民協働部 市民協働推進課

監査期間 令和8年2月2日～令和8年3月24日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	補助金支出状況について 支出負担行為が補助金交付決定日より前に行われているものが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。	補助金の交付決定後に支出負担行為を起票するように是正している。
2	備品管理状況について 備品台帳の登録品名と異なるものが見受けられた。今後は適正な管理に努められたい。	備品台帳の登録品名が現物と合致するように、備品台帳を修正した。